

6 月議会一般質問内容（初稿）

20 番議員 大塚正俊

1. 災害に強いまちづくりに向けて

平成25年12月公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）の前文では、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模自然災害等の脅威に触れた上で、「今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としています。国においては、この基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、基本計画を基本として関係する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な国づくりを計画的に進めていくとしています。このことを受けて、大分県においても、「大分県地域強靱化計画」を平成27年11月に策定しています。

中津市においても、今後30年以内の発生確率が70%程度とされている南海トラフを震源とする海溝型地震や平成28年熊本地震のような内陸の活断層で発生する地震、これまで経験したことのない集中豪雨、近年、大型化する台風などによる被害が危惧される中、基本法の理念に基づき、平時から事前の備えを行っておくことが重要です。そこで、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するために、「国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）」を策定必要があると考えています。

最初に、中津市の抱える防災上のいくつかの課題について執行部の考え方を質していきたいと思います。

(1) 内水ハザードマップから見えてきた雨水排水対策

最初に、本年2月に作成し、5月に配布された中津市公共下水道事業計画区域内における内水ハザードマップについて伺います。

この内水ハザードマップは、公共下水道事業計画区域内で排水路や道路側溝の排水能力を上回るような降雨が発生し、排水できなくなるときに発生する浸水（内水による浸水）を対象としています。と記載されています。

① 最初に、浸水シミュレーションを行う前提条件として、5時間20分で総雨量を167mmと低く設定した理由について伺います。

② 昨年7月の西日本豪雨災害では、中津市でも7月6日午後5時までの1時間に最大時間雨量27.5mm、午後2時から7時までの5時間累計雨量が100mmでした。最近の豪雨災害では、5時間累計雨量300mm以上の事例はいくつもあります。この程度の雨量でも、これだけの浸水被害が発生すると理解すべきなのでしょうか？

- ③ 排水路や道路側溝の排水能力を上回るとしているが、ポンプの排水能力は考慮されていないのか。
- ④ 内水ハザードマップの中で、海岸部の闇無、新大塚、米山、東大新田エリアには、浸水エリアが広がっており、排水ポンプの能力不足と考えるが如何か。また、その浸水防止対策を今後どのように講じるのか伺います。
- ⑤ 次に、小楠小学校周辺、沖代公民館・沖代小学校・鶴居小学校エリア、県の総合庁舎・沖代幼稚園エリア、豊田校区に浸水エリアが広がっているが、雨水幹線の未整備によるものとするが如何か。また、その浸水防止対策を今後どのように講じるのか伺います。
- ⑥ 昨年9月の私の一般質問で、「公共下水道事業計画区域について、平成26年から平成29年度において、下水道雨水基本構想の見直しを行い、浸水シミュレーションの実施により求められる効果的な対策案をもとに、今後、下水道事業全体の事業費等を考慮して計画的に雨水幹線等の整備を行いたい」旨の答弁をいただきました。すでに、対策案は出来上がっているのか伺います。
- ⑦ 次に、公共下水道区域以外の内水ハザードマップの作成状況について伺います。
- ⑧ 内水による浸水は、下水道区域に限らず、市内のどこ場所でも発生しうるし、旧下毛地域における山国川の河川改修で、堤防が高くなった場所では、従前より浸水高が高くなると想定されます。早期に下水道区域以外についても内水ハザードマップを作成すべきと考えるが如何か。
- ⑨ 下水道区域以外の区域についても、下水道事業で雨水幹線整備が可能となっているが、その考え方について伺います。

(2) 浸水想定を考慮した避難所のあり方について

平成30年9月議会において、「誰もが安心・安全に過ごすことができる避難所の拡充と機能の充実を求める決議」を行い、執行部へ提出しています。

その1項目に、「避難所として指定されている避難所の安全性の確認と不適な避難所の見直しを早急を実施すること」を求めています。

先ほどの浸水ハザードマップにおいても、避難所や避難ルートが浸水想定区域に入っている箇所が数か所見受けられます。また、国土交通省の山国川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）では、山国川沿いの区域や旧中津市の大井手水系、小祝地区では、0.5m以上の浸水想定内に入っています。

- ① そこで、避難所として指定されている避難所の安全性の確認と不適な避難所の見直しの状況について伺います。

- ② 豪雨時の避難については、これまで公民館等への水平避難が中心でした。しかし、避難所の収容人数に限界がある、避難所までの移動が困難なケース等を考慮して、家屋の流出予定区域を除いて、垂直避難も選択肢の一つにすべきと考えますが如何ですか。
- ③ 最近、平屋建ての一般住宅が増えてきています。浸水被害を想定した垂直避難誘導も視野にいれるのであれば、大井出水系のエリアについて建築制限等で2階建て家屋の建物を義務化する等の措置は検討できないか。
- ④ これまで、公民館、小中学校等を避難場所として指定してきていますが、豪雨災害時の避難場所として必ずしも適地とはなり得ていないのではと考えます。
- そこで、豪雨災害時に避難所となりうる公共施設のない校区には、避難所機能を持った防災センターと地域福祉の拠点となるコミュニティーセンター機能を持った複合施設を建設していく必要があるのではないかと考えるが如何か。

(3) 避難所機能の拡充

- ① また、決議の3項目に「避難所となる小中学校等の体育館、公民館等に電話回線、テレビ回線、トイレの様式化、エアコンの設置、スロープの設置、受水槽に蛇口の設置、非常食、簡易トイレ・ベット等の備蓄を行うこと」と決議しているが、その進捗状況について伺います。
- ② 全市的に、和式トイレの洋式化を推進している中で、避難所として指定している18カ所の公民館・コミュニティーセンター・交流センターのトイレの洋式化工事の進捗状況と今後の進め方について伺います。
- ③ また、旧下毛地域における地区公民館の電話回線の設置、ケーブルネット接続工事、分担金と使用料の免除について、昨年9月議会では、「土砂災害ハザードマップのワークショップの中で、避難所見直しの必要性等も出ているため、避難所機能の充実についても県警化と協議していきたい」旨の答弁をいただいておりますが、電話回線、ケーブルネットへの接続等の検討状況はどうなっているのか伺います。

(4) 災害時要援護者台帳の活用と個別支援計画の策定に向けて

災害時要援護者対策として、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう以下の4点が定められました。

- ・避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ・避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ・現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ・名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏

えいの防止のため必要な措置を講ずることなどが定められた。

- ① そこで、今年度災害時要援護者台帳のデータベース化の作業が進められていると思いますが、その進捗状況と避難支援等関係者に情報提供できる時期について伺います。
- ② 次に、避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲、対象人数、人口割合と避難支援等関係者の範囲について伺います。
- ③ 平成21年4月施行の「中津市災害時要援護者避難支援計画」第1要援護者の対象者の範囲3号「前2号に準ずるもので、災害時の避難支援を希望する者のうち、市長が必要と認めるもの」の範囲と希望者の募集時期は
- ④ 情報提供の本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できることについて、具体的にどのタイミングで、どのように提供するのか。
- ⑤ 「災害時要援護者避難支援計画」第6「要援護者に配慮した防災訓練の実施」の中で、「市長は、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行うものとする」としているが、平成21年度以降、どのような訓練を実施してきたのか。また、今後の予定は。
- ⑥ また、「自主防災組織等は、定期的に要援護者参加型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。」と規定されているが、現在、自主防災組織に要支援者名簿が提供されているのか。

(5) 災害時要援護者個別支援計画の策定に向けて

中津市地域防災計画第2編第3節第5「要配慮者の安全確保」第1「地域における要配慮者対策」の中で、「民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等との協働により避難行動に支援を要する避難行動要支援者の情報を収集し、一人ひとりの避難計画である避難支援プランを策定するとともに、・・・」と規定されています。

- ① そこで、現段階における避難行動要支援者の避難支援プラン（個別支援計画）の策定状況（人数、対象者に対する策定割合）について伺います。
- ② 現状の支援プラン策定の流れ、この避難支援プラン策定が進んでいない理由について伺います。
- ③ 「個別支援計画」は、作成を自治会や自主防災組織に委ねているから進まないと考えます。全国的に、地震などが起きた際、高齢者や障害者がどう避難するかを定める「災害時ケアプラン」を、ケアマネジャーや相談支援専門員が作る動きが広まっています。本人をよく知る福祉の専門職が仲介役となり、当事者や地域住民と話し合って作成を推進しています。別府市と兵庫県は19年度から、ケアマネジャーらへの報酬の上乗せや経費に予算を充てる。としています。

そこで、中津市において個別支援計画の作成をスムーズに行うため、このような取り

組みができないか伺います。

(6) 国土強靱化地域計画に策定に向けて

大分県は、平成27年11月、大分市は九州内の市町村では初めてこの地域計画を作成し、現在、佐伯市、豊後大野市が策定中となっています。今年3月には全ての都道府県で計画が出来上がりました。

今年2月には、県下の市町村担当者を対象とした国土強靱化地域計画出前講座が開催され、中津市の担当者も国土強靱化地域計画の必要性や国土強靱化基本計画の見直しについて研修を受けたと聞いています。

地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対しては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等により新設された補助金や既存の交付金等における対象事業の追加等による財政支援も受けられます。

そこで、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、「国土強靱化地域計画を早急に策定する必要があると考えますが如何ですか。

2. 健康寿命延伸に向けて

健康寿命は、健康上の問題で日常生活が制限されずに行動できる期間をいいます。

健康寿命は男性72.14歳、女性74.79歳、平均寿命と健康寿命との差は、男性8.84年、女性12.35年となっています（厚生労働省平成30年「健康日本21推進専門委員会」資料）。

この期間は、日常生活に制限のある不健康な期間を意味します。

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」によると、介護が必要となった主な原因は、認知症18.0%、脳血管疾患（脳卒中）16.6%、高齢による衰弱13.3%、骨折・転倒12.1%、関節疾患10.2%、心疾患（心臓病）4.6%となっています。

このように要介護・要支援の原因は、脳の機能の低下や運動機能の低下によるもので、これらの機能の維持を適切にできれば、健康寿命を延ばすことが可能です。

具体的には、適度に運動する習慣を身に付けること。脳の機能低下に関しては、脳を活性化することが大切です。

(1) 脳や運動機能の維持に向けて

①先進地視察等に行くと、65歳以上の方の体育施設の利用や文化・生涯学習・観光・宿泊・入浴施設等の利用・入館に対する減免、免除措置を講じている自治体がありますが、中津市の実態について伺います。

②現在、健康・体力づくりにとどまらず、生きがいや仲間づくりにつながるグラウンドゴルフの競技人口が増加しています。旧中津市内では、都市公園などを利用して無料でプレイできますが、都市公園の無い旧下毛地域では体育施設を利用するため、使用料が必要となります。この格差是正について伺います。

③また、米山公園や野球場の南側芝生広場等の都市公園で、練習や大会が行われていますが、芝生が浮いていたり、芝が伸びでボールが転びにくいとの声を聞きます。グラウンドゴルフ

に適した芝の管理をすべきと考えますが如何ですか。

④ (公社) 日本グラウンドゴルフ協会では、平成 27 年度にグラウンドゴルフ愛好者と一般の方の身体特性や移動機能などの健康調査を実施しました。今回の調査により、生涯を通じてグラウンドゴルフを楽しむことによってロコモティブシンドロームの予防や転倒の予防に繋がる可能性が高いことが明らかになりました。これらの結果からグラウンドゴルフを日常的に行うことにより、運動器が鍛えられ、心の健康も維持され“健康寿命の延伸”に繋がることが期待されます。としています。

現在、介護予防事業で元気いきいき週一体操の支援を行っていますが、介護予防として 65 歳以上の方の体育施設の利用や文化施設の利用、入館に対する減免、免除措置はできないか伺います。